

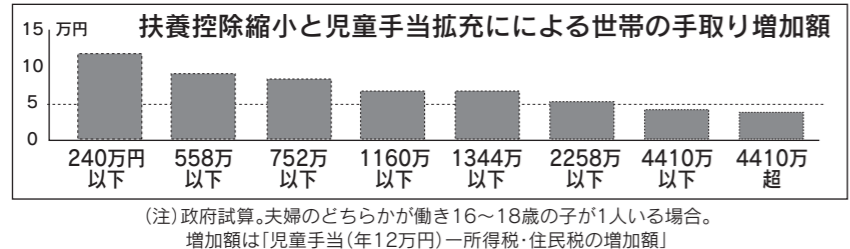
子育て世帯向けに住宅ローン控除と生命保険料控除で優遇。

政府は24年度から26年度までの3年間を子育て世帯の集中期間と位置付け、児童手当の拡充を目玉として、子が中学生までの世帯に年12万円または18万円を支給します。これを24年10月から高校生まで対象を広げ、第3子以降は、高校生まで年36万円の支給を行います。

住宅ローン控除では、引き下げの予定だった借入金限度額を24年も一定の条件で維持し、優遇の対象になるのは「夫婦どちらかが40歳未満」「19歳未満の子がいる」の世帯。

子はいないが比較的若かったり、中年世帯でも高校生までの子がいたりする夫婦が対象になり、返済期間10年以上の借入利率の低い住宅を取得する場合は、年末のローン残高の0.7%を原則13年間にわたって税額から差し引く制度もあり、対象となるローン借入限度額は、省エネや脱炭素など住宅の環境性能が高いほど多くなります。

項目	主な内容	適用期間・対応など
扶養控除	◆16~18歳の子がいる世帯が対象 ◆所得税は25万円、住民税は12万円に縮小 ◆25年度税制改正で最終決定	所得税は26年、住民税は27年度から
一人親控除	◆所得税は三万円、住民税は33万円に拡大 ◆所得制限を500万円以下から1000万円に緩和 ◆25年度税制改正で最終決定	
住宅ローン控除	◆[夫婦どちらかが40歳未満][19歳未満の子がいる]のいずれかの世帯が対象 ◆借入限度額を維持。最大5000万円	24年入居分
住宅リフォーム控除	◆子育て対応リフォーム費の10%を取得税から控除 ◆工事費は50万円超、控除上限は25万円、課税所得は2000万円以下に等条件	24年4月~12月入居分
生命保険料控除	◆23歳未満の扶養親族がいる世帯が対象 ◆12年以上に契約した一般生命保険料の最大控除額を年6万円に拡大 ◆25年度税制改正で最終決定	未定



住宅の種類	長期優良・低炭素	ZEH準省エネ	省エネ基準適合	その他
子育て世帯	5000万円	4500万円	4000万円	0円
その他世帯	4500万円	3500万円	3000万円	

(注) 新築住宅などの場合。子育て世帯は「夫婦どちらかが40歳未満」「19歳未満の子供がいる」のいずれか

項目	主な内容	適用時期
低額減税	・1人当たり所得税3万円、住民税1万円を減税 ・年収2000万円超は対象外	2024年6月
住宅取得資金贈与の非課税制度	・制度の期限を26年末まで延長 ・非課税枠は最大1000万円を維持	24年1月以降の贈与から
住宅の買い換え特例	・譲渡益への課税繰り延べを25年まで2年間延長 ・譲渡損失の損益通算・繰り越し控除を2年延長	24年1月以降の贈与から

子育て世帯の大黒柱に対する「生命保険控除」の拡充。

子育て世帯の家計の大黒柱の万が一に備える生命保険控除も充実しています。23歳未満の扶養する子供がいる場合は、12年以上に契約した一般生命保険の保険料の最大控除額を所得税で現在の4万円から6万円に拡大し、生命保険料の控除では、一般生命保険の他に、介護医療保険、個人年金保険など、それぞれが所得税で差し引くことが出来ます。所得税では最大各4万円、住民税では、2万8000円、一般生命保険料控除額は引き上げるものの生命保険全体で控除できる額は、所得税で現在の最大12万円、住民税で7万円を維持することに努めています。

生命保険料控除枠拡大をいから適用する場合は、扶養控除、一人親控除の見直しと同様に、25年度税制改正で最終決定される見通しです。

住宅ローン控除は、制度の期限を25年末まで延長して、新たに子育て世帯向けのリフォームに加え、省エネ性能を高める住宅を建てたいというニーズが、これまで以上に高まっています。

例えば、省エネ性能に優れた長期優良住宅なら現行制度では、24~25年入居から借入限度額が4500万円、最大控除額は409万5000円、若年夫婦は24年に入居する場合に、23年と同額になり

他の世帯では、予定通りに引き上げられるので、子育て世帯には恩恵といえます。中低所得の子育て世帯の住宅取得

子育て世帯に厚く。24年度「税制優遇」子育て世帯に厚く。

24年度税制改正は子育て世帯への優遇の一方で「高齢者や単身世帯」への配慮に乏しい。少子化対策のため、税制で考えられる子育て支援の対策を総動員した内容になっています。



子育て世帯の大黒柱に対する「生命保険控除」の拡充。

子育て世帯の家計の大黒柱の万が一に備える生命保険控除も充実しています。23歳未満の扶養する子供がいる場合は、12年以上に契約した一般生命保険の保険料の最大控除額を所得税で現在の4万円から6万円に拡大し、生命保険料の控除では、一般生命保険の他に、介護医療保険、個人年金保険など、それぞれが所得税で差し引くことが出来ます。所得税では最大各4万円、住民税では、2万8000円、一般生命保険料控除額は引き上げるものの生命保険全体で控除できる額は、所得税で現在の最大12万円、住民税で7万円を維持することに努めています。

生命保険料控除枠拡大をいから適用する場合は、扶養控除、一人親控除の見直しと同様に、25年度税制改正で最終決定される見通しです。

住宅ローン控除は、制度の期限を25年末まで延長して、新たに子育て世帯向けのリフォームに加え、省エネ性能を高める住宅を建てたいというニーズが、これまで以上に高まっています。

鹿児島市 和楽Ⅲ展示場 好評公開中!!

和楽モデルハウス 見学会会場
鹿児島市中山町1578-1

松下孝建設の「循環空調システム」の全てが体感できる画期的な展示場です。松下孝建設が今まで開発してきた技術の集大成とも言える展示場で、いま話題の空気清浄機「エアドッグ」と同等の空気清浄機システムがあらかじめ「給気空調システム」の中に組み込まれているなど、皆様が感じてこられた今までの住環境に対する常識が変わる新しい発見があるはず。住宅は「断熱性能」だけがなくても空調を考えないと脳疾患や心臓病から家族を守ることは出来ません。日本型パッシブシステムを鹿児島の気候風土に適合させた、エアコン1台で全館冷暖房が可能な画期的な省エネルギーシステムをご覧ください。



薩摩川内平屋モデル 好評公開中!!

薩摩川内市 中郷1丁目34-13 隣
川内平屋モデルハウス 見学会会場
薩摩川内市中郷1丁目34-13隣

平屋タイプの省エネルギー「循環空調」システム住宅。

「エアコン1台」で「全館冷暖房」を行う省エネルギー住宅、更に「循環空調」システムには、空気清浄器がビルトインされています。いま話題の「空気清浄器」は一室のみの空気清浄器ですが、ビルトイン型空気清浄器は、各居室に清浄空気を供給すると共に、室内空気を快適な温度でしかも綺麗な空気で空調します。松下孝建設の最新式の「循環空調」システムは、平屋建築でも有効に働きます。展示場の周囲は、松下孝建設の分譲地ですから、併せて土地もご覧頂けます。薩摩川内市の「新展示場」にご期待下さい。

住宅に関する資料等もフリーダイヤルにてご請求下さい。資料等をお送り致します。

0120-079-089